

半島振興法に基づく基幹的農道の指定について

昭和63年9月9日付63構改D第696号
最終改正 平成22年4月1日付21農振第2389号

各地方農政局長
北海道知事

あて

農林水産省農村振興局長

半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）の一部が改正され法第11条第1項の規定に基づく農林水産大臣が指定する基幹的な農道（以下「基幹的農道」という。）については、「半島振興法第11条に基づく基幹的市町村道等の指定について」（昭和63年6月9日付け63構改B第507号農林水産事務次官依命通知。以下「次官通知」という。）に定められたところであるが、このたび次官通知の記の1の（1）の規定に基づき適用についての細目を下記のとおり定めたので、半島地域における基幹的農道の取扱いについては御了知の上、特段の御配慮をお願いする。

記

第1 基幹的農道の要件

基幹的農道は、次官通知記の1の（1）に定めるもののほか、次の要件を満たすものとする。

- 1 基幹的農道は、法第2条第1項により指定を受けた半島振興対策実施地域であって農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域を主たる対象とすること。
- 2 基幹的農道は、農業生産の近代化、農産物の流通の合理化、農村の生活環境の整備改善に資するものであって、次の各号に該当するものであること。
 - （1）将来一つの営農団地として計画的に育成整備する地域において行うものであって、当該地域内の農道網の幹線的農道であること。
 - （2）自動車交通量のうち農業に係るものが過半を占めるものであること。
 - （3）事業完了後の管理については、整備目的にそって関係市町村が行うことが確実であると見込まれるものであること。

第2 基幹的農道の指定

1 指定の申請

都道府県知事は、基幹的農道として指定を受けようとするときは、指定申請書を別記様式第1号により当該事業を新たに実施しようとする年度の前年度の11月末日までに地方農政局長を経由して（北海道にあっては、直接）農林水産大臣に提出するものとする。

2 指定申請の進達

地方農政局長は、指定申請書を受理したときは、別記様式第2号により意見を添えて当該指定申請書を農林水産大臣に進達するものとする。

3 基幹的農道の指定

農林水産大臣は、2により提出された指定申請書について審査を行い、基幹的農道として指定することが適当であると認めるときは基幹的農道として指定し、その旨を地方農政局長を経由して当該都道府県知事に（北海道知事に対しては、直接）通知するものとする。

第3 基幹的農道の指定変更

1 指定変更の申請

都道府県知事は、既に基幹農道として指定を受けているものにつき、指定変更を受けようとするときは、指定変更申請書を別記様式第3号により変更を希望する年度の前年度の11月末日までに地方農政局長を経由して（北海道にあっては、直接）農林水産大臣に提出するものとする。

2 指定変更申請の進達

地方農政局長は、指定変更申請書を受理したときは、別記様式第4号により意見を添えて当該指定変更申請書を農林水産大臣に進達するものとする。

3 基幹的農道の指定変更

農林水産大臣は、2により提出された指定変更申請書について審査を行い、基幹的農道として指定変更することが適当であると認めるときは、基幹的農道として指定変更し、その旨を地方農政局長を経由して当該都道府県知事に（北海道知事に対しては、直接）通知するものとする。

別 記

様式第1号（第2関係）

番 号
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿

都道府県知事

基幹的農道の指定申請について

半島振興法第11条第1項の規定に基づき、下記の農道を基幹的農道として指定を受けたいので、申請する。

記

- | | | | |
|---|----------------------|----------|-----|
| 1 | 関係市町村名 | ○ ○ ○ | 市町村 |
| 2 | 地区名 | 「 」 | 地区 |
| 3 | 受益面積 | ○ ○ ○ | ha |
| 4 | 総事業費 | ○ ○ ○ | 千円 |
| 5 | 総事業量（延長） | ○ ○ ○ | m |
| 6 | 車道幅員 | ○ . ○ | m |
| | （全幅員） | （○ . ○） | m |
| 7 | 基幹的農道として指定を受けようとする理由 | | |

番 号
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿

都道府県知事

基幹的農道の指定変更申請について

半島振興法第11条第1項の規定に基づき，昭和〇〇年〇月〇日付け〇〇構改D第〇〇号をもって指定のあった基幹的農道について下記のとおり指定変更を申請する。

記

| 区 分 | 変 更 後 | 変 更 前 |
|------------------------|------------------------|------------------------|
| 1 関係市町村名 | 〇〇〇 市町村 | 〇〇〇 市町村 |
| 2 地 区 名 | 「 」 地区 | 「 」 地区 |
| 3 受 益 面 積 | 〇〇〇 ha | 〇〇〇 ha |
| 4 総 事 業 費 | 〇〇〇 千円 | 〇〇〇 千円 |
| 5 総事業量（延長） | 〇〇〇 m | 〇〇〇 m |
| 6 車 道 幅 員 （ 全 幅 員 ） | 〇 . 〇 m (〇 . 〇) m | 〇 . 〇 m (〇 . 〇) m |

7 基幹的農道の指定変更を受けようとする理由

様式第4号（第3関係）

番 号
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿

地方農政局長

基幹的農道の指定変更申請について

半島振興法第11条第1項の規定に基づき、すでに指定した基幹的農道につき、都道府県知事から下記のとおり指定変更受けた旨申請があったので、進達します。

記

| 都府県名 | 区 分 | 地区名 | 関 係 市町村名 | 受益面積 | 総事業費 | 総事業量 | 車道幅員 (全幅員) | 審査意見 |
|------|------------|-----|-------------|------|------|------|---------------|------|
| | 変更後 変更前 | | | (ha) | (千円) | (m) | (m) () | |
| | 変更後 変更前 | | | | | | () () | |